

# 第三期土浦市環境基本計画



【概要版】

人と自然が共生する  
持続可能な水郷のまち  
つちうら





## 第三期土浦市環境基本計画について

我が国の環境を取り巻く社会情勢は日々変化し続けています。平成27年のCOP21（第21回締約国会議）でのパリ協定の採択により、世界全体でのカーボンニュートラルの達成を目指すことが定められ、我が国においても、令和3年に令和12年度の温室効果ガス削減目標について、平成25年度比46%削減を表明するなど、地球温暖化対策のさらなる目標に向けた取組が求められています。

また、平成27年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成28年から令和12年までの15年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受けて、我が国においても、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体でSDGsの目標に資する取組を推進するようになりました。

本市にとってより身近な世界的な動向としては、平成30年に「第17回世界湖沼会議」が茨城県で開催されました。会議では、湖沼環境の健全性を維持しつつ、「生態系サービスを衡平に享受すること」、「生態系サービスを次世代に引き継ぐこと」が「いばらき霞ヶ浦宣言2018」により採択され、本市にとっても長年の課題である霞ヶ浦の水質を保全することはもちろん、生物多様性の保全への展開に向けたさらなる取組が求められることとなりました。

これらを踏まえ、第三期土浦市環境基本計画は、前計画である第二期土浦市環境基本計画期間が終了し、第二期計画策定以降の環境を取り巻く社会情勢を背景に、令和4年度からの10年間で本市が取り組むべき環境保全行動について策定するものです。



## 計画の趣旨・期間

本計画は、現在と将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に定められた「土浦市環境基本条例」に示される理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び、それら施策を計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

さらに、現在の環境問題を取り巻く社会的動向や課題に対応した市民・事業者・市の三者が実施すべき行動や、重点的に取り組むべき行動を示す計画となります。

計画の期間は、令和4年度から令和13年度までとし、中間年次となる令和8年度に、その時点における環境を取り巻く社会情勢や本市の環境課題を踏まえ、中間見直しを行うものとします。

## SDGsについて

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、全ての国連加盟国が令和12年までに取り組む持続可能な開発を目指すための17分野の目標です。環境、健康、教育、貧困、経済、都市づくりなど多岐にわたった視点で「持続可能な開発」を目指すものですが、持続可能な開発を実現するための課題は、特に環境問題の解決との結び付きは強く、本市における環境保全や創造を推進していくことによるSDGsの目標への貢献を示していくことが求められています。



## 目指すべき将来像

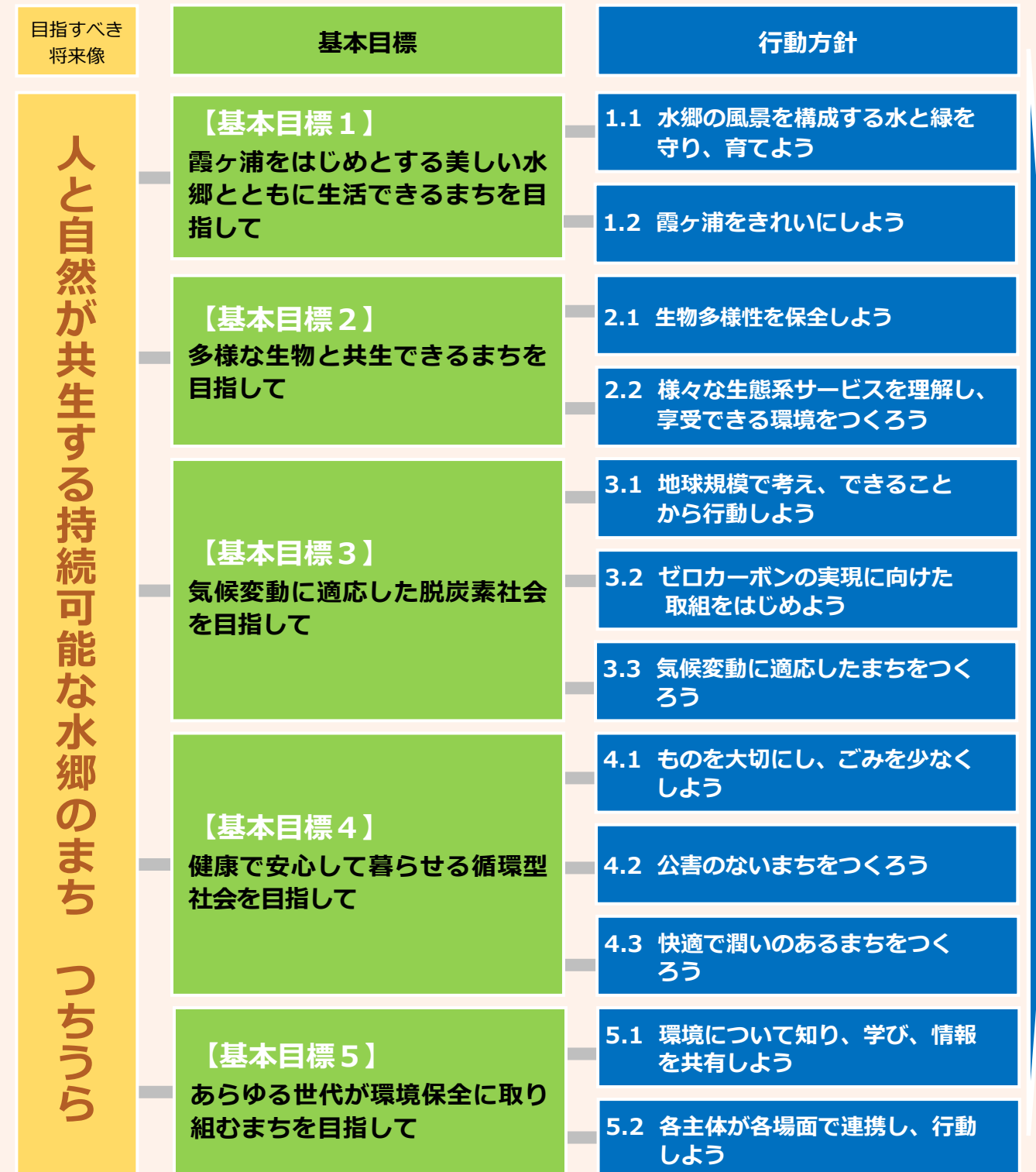
本計画では、『人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら』を、目指すべき将来像として、市民・事業者・市の三者協働による環境の保全と創造に向けた取組を展開していきます。

なお、将来像の実現に向けた取組は、SDGsに資することを市民・事業者・市の各主体が認識し、本市における地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとします。



## 行動を展開するにあたっての体系

本市の目指すべき将来像の実現に向けた取組の体系は以下のとおりとし、本体系に基づき環境保全と創造に向けた行動を展開していきます。



市民・事業者・市の行動

※行動の詳細については、次頁以降に記載しています。



# 市・市民・事業者の行動

行動を展開するにあたっての体系に基づき、以下に示す市・市民・事業者の行動により、本市の目指すべき将来像「人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら」の実現を目指すものとします。あわせて、各取組とSDGsとの関連性を示します。



## 霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して

市

- 霞ヶ浦への関心と水質浄化の気運の醸成を図ることを目指し、訪れた人々が気軽に霞ヶ浦と触れ合うことのできる場の創生を検討します。
- 霞ヶ浦などの水質浄化や排水対策を図るため、高度処理型浄化槽の普及、浄化槽の保守点検実施の徹底を推進します。

市民

- 公共下水道、農業集落排水処理施設に接続可能な区域では、速やかに接続します。また、それ以外の区域では、高度処理型浄化槽を導入し、設置後の保守点検や清掃を徹底します。
- ごみ拾いなどの清掃活動や草刈りなど、水辺の保全・再生事業に参加します。

事業者

- 里山の保全や環境に配慮した、持続可能な農業への転換に努めます。
- 排水の水質管理の徹底と適正な水質浄化施設の整備や維持管理を図り、霞ヶ浦流域への環境負荷削減に取り組めます。



## 多様な生物と共生できるまちを目指して

市

- 関係機関等と連携して、霞ヶ浦や里山などにみられる多様な生態系や貴重な種の保護、生息環境の維持等に努めます。
- 市民団体や国・県等と連携し、自然観察会や河川の水質調査等を推進し、生物多様性や環境保全に対する意識の醸成を図ります。

市民

- 生物の生息場所となる里山や緑、河川、霞ヶ浦などを大切にします。
- 自然観察会等の環境教育・環境学習に積極的に参加し、水辺や地域の自然への知識を深めます。

事業者

- 貴重な生物の生息地や自然環境が残されている場所の開発は可能な限り避け、やむを得ない場合には、自然環境保全に配慮し、影響を最小限にとどめるよう努めます。
- 生物多様性や生態系の保全に配慮した製品開発等に努めます。



## 気候変動に適応した脱炭素社会を目指して

市

- ゼロカーボンシティや持続可能な社会の実現に向けた施策、地域の特性にあわせた取組等を検討し、推進します。
- 公共施設に環境配慮型設備機器や再生可能エネルギーを率先的に導入するなど、省エネルギーに配慮した公共施設を目指します。

市民

- 「COOL CHOICE」を実践することで、日常生活でできる地球温暖化対策に努めます。
- LED照明などの省エネ性能の高い家電機器を使用します。

事業者

- 製造から使用、廃棄までに排出する二酸化炭素総量の表示や環境負荷を考えた商品、エコを付加価値とする商品の開発やサービスの提供などを行い、消費者の環境配慮行動を支援します。
- 再生可能エネルギーやバイオマスなどの新エネルギー、環境配慮型設備機器を導入します。



## 健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して

市

- 土浦市ごみ処理基本計画に基づいたごみの適正処理を行い、ごみの減量・資源化、清掃センター等の延命化に取り組みます。また、汚泥再生処理センターを活用した有機性廃棄物の資源化を行います。
- 県と連携し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の各種法や県・市の条例、企業との協定等に基づいた規制基準の遵守、監視、指導、調査、情報収集・情報提供等を行い、生活環境の保全及び公害の未然防止に努めます。

市民

- ごみの分別はもちろんのこと、資源化や減量化にも徹底して取り組みます。また、廃食用油は流さず、適正に処分するか、回収に協力します。
- 土浦市さわやか環境推進員に協力したり、土浦市さわやか環境条例を遵守するほか、近隣への騒音、振動や悪臭に配慮した暮らしを実践し、地域や近隣への環境配慮を心がけます。
- 空き家の適正な管理に努めます。

事業者

- 事業系ごみを排出する際には、分別区分や排出方法を遵守し、資源物とごみの分別、ごみ排出量の削減に努めます。
- 排水基準をはじめ、大気環境や水質などに関する法令等の遵守を徹底します。



## あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して

市

- 学校における環境学習や環境に関する情報の提供を行うなど、教育、啓発活動の充実を図ります。
- 地球環境問題や各種環境の保全、創造に関するイベントへの参加機会に関する情報を提供し、市民や事業者の交流を促進します。

市民

- 市や市民団体等が主催する環境教育や環境学習の機会に積極的に参加します。
- 町内会への加入など、地域のコミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全等の活動の企画や運営に取り組めます。

事業者

- 環境関連の知識や技術を高める研修や講習等を自主的に実施するほか、従業員への環境教育や環境学習を充実します。
- 土浦市エコパートナー事業に参加し、市との連携による環境保全活動を展開します。



5つの基本目標は、市民・事業者・市の協働により達成します

土浦市イメージキャラクター つちまる

17 パートナリシップで目標を達成しよう

土浦市地球温暖化防止シンボルキャラクター つーちゃん

※ここでは取組の一部を掲載しています。詳しくは、「第三期土浦市環境基本計画」第4章をご覧ください。



# リーディングプロジェクト

速いスピードで変化する環境を取り巻く社会情勢を勘案すると、着実な進行管理のもと、その時々的情勢に見合った環境問題に柔軟に取り組んでいく必要があります。このことから、本計画の前中期期間（5年間）で強力に取り組むべき事項を、リーディングプロジェクトとして設定します。

## 【リーディングプロジェクト1】ゼロカーボンシティつちうらの実現推進プロジェクト



【リーディングプロジェクトを支える個別計画】  
本リーディングプロジェクトは、第二期土浦市地球温暖化防止行動計画により推進するものとします。

- 【先導的に実施する取組例】
- ◆ 地球温暖化防止やエコドライブ実践教室などの出前講座を行い、一人ひとりが実践できる地球温暖化対策の普及・意識啓発に努めます。
  - ◆ 土浦市地球温暖化防止行動計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、計画改訂時には、ゼロカーボンシティの実現を念頭に置き、より一層の温室効果ガスの排出削減を推進します。
  - ◆ 分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的にを行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し熱回収（サーマルリサイクル）を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。
  - ◆ 公共施設などでのクールシェア等を実施することで、省エネルギー対策、熱中症対策に取り組めます。

目標項目	基準値	目標値
市全体の温室効果ガス排出量 (環境省による遡及修正後の数値)	2,609千t-CO <sub>2</sub> (H25)	国の削減目標と同じとする (R12) ◎2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	44,464 t-CO <sub>2</sub> (H25)	26,678 t-CO <sub>2</sub> (R12) ◎2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ
市の事務事業に伴う省エネ法エネルギー消費原単位削減率(市長部局)	R2年度エネルギーの使用に係る原単位	5年度間平均原単位変化 R3~R7:1%削減
市の事務事業に伴う省エネ法エネルギー消費原単位削減率(教育委員会)	R2年度エネルギーの使用に係る原単位	5年度間平均原単位変化 R3~R7:1%削減
公用車の電動車導入率	6.3% (R2)	51.9% (R13)
エコドライブ宣言者数	1,747人 (R2までの累計)	3,000人 (R13までの累計)
地球温暖化防止啓発人数	4,511人 (R1)	延べ約45,000人 (R4~R13)
エコパートナー事業参加企業数	34事業者 (R2までの累計)	45事業者 (R13までの累計)
グリーンカーテンコンテスト・花いっぱい運動コンクール応募数	253件 (R2)	延べ2,500件 (R4~R13)

## 【リーディングプロジェクト2】豊かで健全な生物多様性が息づくまち つちうらの実現推進プロジェクト



【リーディングプロジェクトを支える個別計画】  
本計画の中間見直し時において、後中期期間での取組を位置付けた（仮称）土浦市生物多様性地域戦略を策定するものとします。  
また、霞ヶ浦をはじめとする水質環境の改善については、第三期土浦市生活排水対策推進計画により推進していくものとします。

- 【先導的に実施する取組例】
- ◆ 生活排水対策、汚濁負荷削減に有効である公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備を推進するとともに、未接続世帯への接続を促進します。
  - ◆ 国・県や関係機関との連携のもと、アライグマ防除実施計画（県）、オオキンケイギク防除実施計画（市）等に基づく計画的な防除対策を推進します。
  - ◆ 桜川エコアドベンチャーツアーや中学生水環境研修会などの開催、身近な水環境の全国一斉調査、霞ヶ浦流入河川一斉調査への参加などにより、地域の水辺環境や水質浄化への意識啓発を図ります。

目標項目	基準値	目標値
1日当たりの生活系排水排出負荷量及び1日1人当たりの排出負荷量(原単位)	H29	R9
BOD	排出負荷量 kg/日	401
	原単位 g/日・人	2.81
COD	排出負荷量 kg/日	472
	原単位 g/日・人	3.31
窒素	排出負荷量 kg/日	326
	原単位 g/日・人	2.28
りん	排出負荷量 kg/日	21.5
	原単位 g/日・人	0.151
公共下水道水洗化率	94.0% (H29)	96.0% (R9)
高度処理型浄化槽設置基數	679基 (R2までの累計)	976基 (R13までの累計)
浄化槽法11条検査受検率	29.0% (H29)	60.0% (R9)
事業場水質検査適合率	69.8% (R2)	100% (R13)
霞ヶ浦水質浄化啓発人数	751人 (R1)	延べ約7,500人 (R4~R13)
自然観察会実施回数	年2回 (R2)	年2回以上実施
アライグマ捕獲頭数	65頭 (R2)	延べ650頭以上 (R4~R13)

## 【リーディングプロジェクト3】あらゆる場面で資源が循環するまち つちうらの実現推進プロジェクト



【リーディングプロジェクトを支える個別計画】  
本リーディングプロジェクトは、第3次土浦市ごみ処理基本計画により推進するものとします。

- 【先導的に実施する取組例】
- ◆ 県や地域住民との連携、パトロールの強化や意識啓発などの取組により、ごみの不法投棄の防止、産業廃棄物及び残土等の適正処理を推進します。
  - ◆ 食品ロスや給食の食べ残しの削減に努め、給食の食べ残しは堆肥化等を推進するなど、食料ごみの排出抑制・有効活用に取り組めます。
  - ◆ 環境美化運動（ごみゼロの日等）、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、広報紙等による啓発を推進し、市民・事業者・市が一体となった環境美化活動の定着を図ります。

目標項目	基準値	目標値
ごみ排出量(資源回収を含む)	49,762 t (R2)	40,461 t (R13)
1人1日当たりの排出量	960 g (R2)	863 g (R13)
リサイクル率	21.4% (R2)	31.4% (R13)
最終処分量	6,290 t (R2)	4,855 t (R13)
廃食用油回収量	24,164 L (R2)	28,000 L (R13)
清掃活動参加者数	約36,000人 (H30)	約36,000人 (R13)



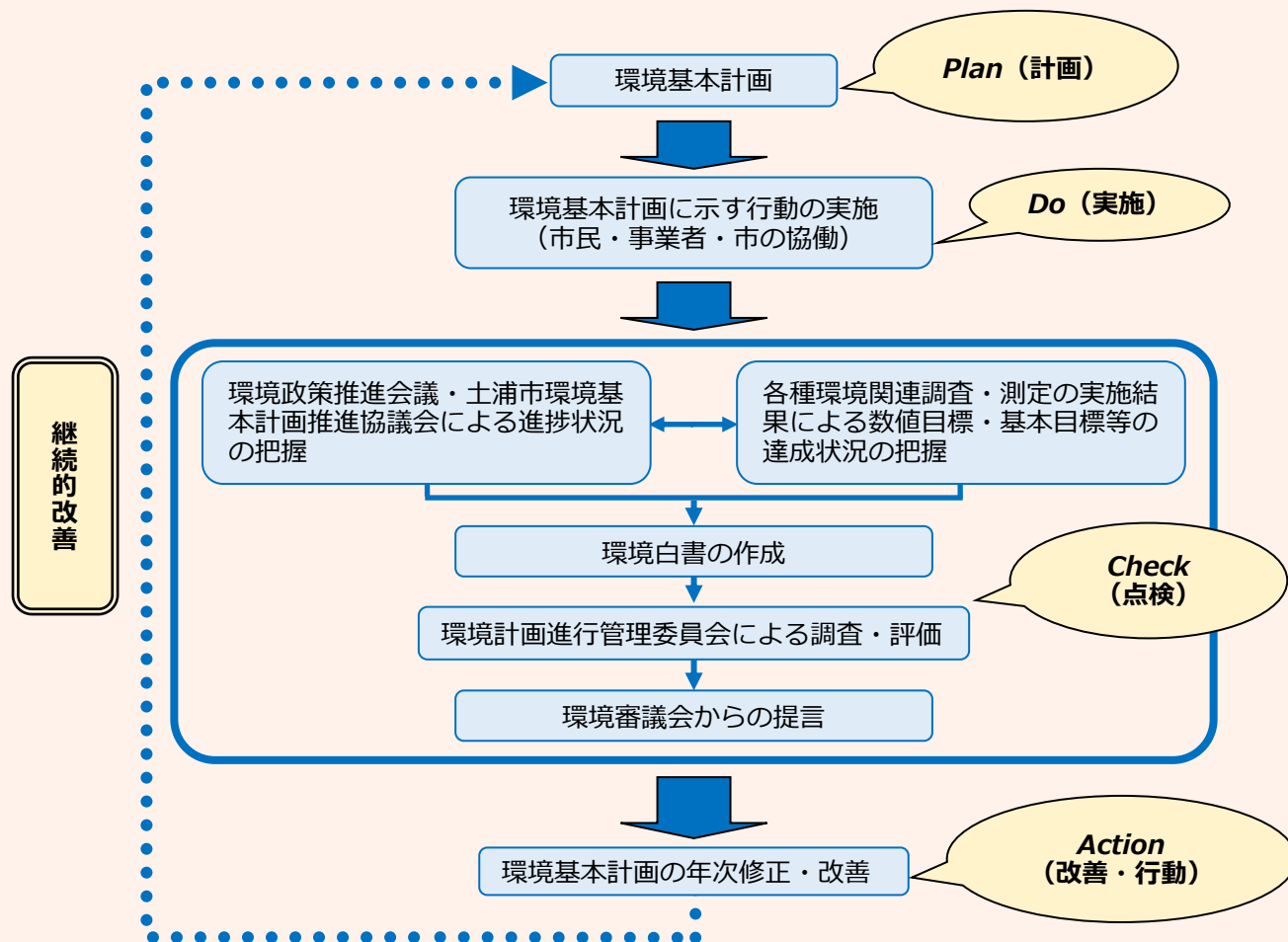
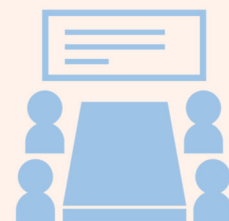


# 進行管理方法

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な改善・行動までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（改善・行動）のサイクルと市民や事業者に関わった評価システムにより、様々な視点からの進捗状況の把握、評価を行っていきます。

計画及び施策の実施状況は、庁内の横断的な計画の推進組織である「環境政策推進会議」及び、市民・事業者の行動の推進組織である「土浦市環境基本計画推進協議会」によって定期的に把握・調査します。

これらの調査結果は、「環境白書」の発行などにより市民・事業者等への定期的な公表を行い、「環境計画進行管理委員会」による調査・評価、「環境審議会」からの意見・提言をいただき、継続的に内容を改善していきます。



計画書の全文は土浦市のHPでご覧になれます。  
<https://www.city.tsuchiura.lg.jp>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 第三期土浦市環境基本計画 【概要版】

令和4年3月発行

- 発行 土浦市
  - 編集 市民生活部環境保全課
- 〒300-8686 土浦市大和町9番1号  
TEL 029-826-1111 (代表)  
FAX 029-826-1147  
E-mail k-hozen@city.tsuchiura.lg.jp